

板橋区住宅扶助費等代理納付事務処理要綱

(平成 26 年 12 月 22 日 区長決定)

(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 3 年 3 月 26 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活保護法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)第 37 条の 2、生活保護法施行令(昭和 25 年 5 月 20 日政令第 148 号)第 3 条及び生活保護法施行規則(昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号)第 23 条の 2 の規定に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等を被保護者に代わり、債権者に支払うことについて必要な事項を定め、もって被保護者の自立助長と生活保護制度の適正な運用を図ることを目的とする。

(適用除外)

第 1 条の 2 この要綱は、公営住宅等(東京都が債権者となる都営住宅及び板橋区が債権者となる公営住宅(区営住宅・高齢者住宅・改良住宅・まちづくり推進仲宿住宅))における家賃等の代理納付には適用しないものとし、公営住宅等における事務処理手順は別途定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「家賃等」とは、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品(家賃、間代・地代、敷金、礼金及び住宅維持費)及び被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。

2 この要綱において「代理納付」とは、保護の実施機関が家賃等を被保護者に代わり、家賃等に係る債権を有する者に支払うことをいう。

(代理納付を行う場合)

第 3 条 東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例(昭和 40 年 3 月 31 日板橋区条例第 10 号)により設置した福祉に関する事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に代理納付を行うものとする。ただし、福祉事務所長が当該世帯の収入の変動により住宅扶助の充当額が異なることが多いと判断した場合又は被保護者が社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に定める宿泊所に入所している場合は、この限りでない。

- (1) 家賃等を滞納している世帯に対する福祉事務所長の指導・指示の効果が見込めない場合
- (2) 代理納付を希望する世帯で、福祉事務所長が代理納付を行う必要があると認める場合
- (3) 成年後見制度を利用している被保護者等で、福祉事務所長が代理納付を行う必要があると認める場合

(家主等の承諾)

第 4 条 福祉事務所長は、代理納付を行う場合は、債権者又は債権者から家賃等の受領

の委任を受けた不動産事業者等（以下「家主等」という。）に対し、予め代理納付について説明し、住宅扶助費等代理納付承諾書兼口座振替依頼書（別記第1号様式）により承諾を得るものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の承諾を得る際、必要に応じて、当該家賃等に係る賃貸借契約書の写し（債権者から家賃等の受領の委任を受けた者にあつては、賃貸借契約書の写し及び当該債権者と締結した委任契約等に係る契約書等の写し）の提出を求めるものとする。

（代理納付の実施）

第5条 福祉事務所長は、代理納付を行うときは、住宅扶助費等代理納付の開始について（別記第2号様式）により、対象世帯の世帯主又はこれに準ずる者及び家主等に通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は、家賃等を家主等の指定した金融機関の口座に振り込むことにより代理納付を行うものとする。

（代理納付の終了）

第6条 福祉事務所長は、保護の変更、停止又は廃止により代理納付を終了する場合は、住宅扶助費等代理納付の終了について（別記第3号様式）により、対象世帯の世帯主又はこれに準ずる者及び家主等に対して通知するものとする。福祉事務所長が代理納付の対象世帯の援助方針上、家賃等の納付を自ら行わせる必要があると判断し、代理納付を終了する場合も同様とする。

（プライバシーの保護）

第7条 福祉事務所長は、家主等に対する第4条第1項及び同条第2項の規定による代理納付の説明及び契約書等の提出の求めに際し、被保護者のプライバシーに関わる個人情報取扱いに十分配慮しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、代理納付に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

住宅扶助費等代理納付承諾書兼口座振替依頼書

年 月 日

あて先 板橋区 福祉事務所長

(家主等)

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

私は、下記の被保護者に対し板橋区住宅扶助費等代理納付事務処理要綱に基づき代理納付を承諾します。

被保護者	氏名	
	住所	板橋区
家賃・共益費の金額		家賃 円(月額)
		共益費 円(月額)
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
振り込み先 金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 支店	
	預金種別	普通 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

住宅扶助費等代理納付の開始について

様

板橋区 福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費等代理納付を、 年 月 日分
の家賃から開始することにしましたので通知します。

なお、代理納付する額は、住宅扶助費として福祉事務所が認定した家賃相当
分及び共益費の額です。

《問合せ先》

板橋区 福祉事務所保護第 係
地区担当
電話番号

住宅扶助費等代理納付に関する留意事項

- 1 住宅扶助費等代理納付（以下「代理納付」という。）をすることができる金額は、当月分の住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額）及び共益費等）のみです。実家賃の不足分や過去の滞納分には充当できません。また、住宅扶助限度額を超える家賃等も代理納付の対象とはなりません。
- 2 住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額）及び共益費等相当分の生活扶助費が全額支給されていない場合には代理納付はできません。また、その他の事情により、福祉事務所長が代理納付をすることが適当でないと判断した場合も代理納付はできません。
- 3 代理納付の振込みは、個々の契約の内容に関わらず、毎月の定例支払日（通常は5日）に行います。
- 4 賃貸借契約上の地位に変動が生じた場合、家賃や振込先口座が変更となった場合その他重要な事項に変更が生じた場合等、代理納付の内容に変更が生じた場合は速やかに届出をお願いします。
- 5 保護の変更、停止、廃止により代理納付ができなくなった場合は、家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。
- 6 新たに代理納付を申し込む場合、あるいは賃貸借契約の内容が変更となった場合は、賃貸借契約書（写）等を添付して下さい。
- 7 代理納付実施にあたり、家主又は管理業者等に対し、福祉事務所長が代理納付以外の責を負うことはありません。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

住宅扶助費等代理納付の終了について

様

板橋区 福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費等代理納付を、 年 月 日で
終了したので通知します。

《問合せ先》

板橋区 福祉事務所保護第 係
地区担当
電話番号